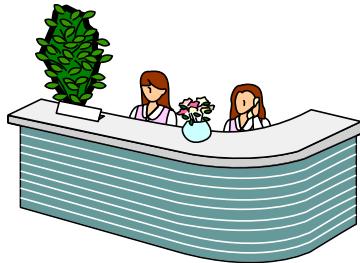


# 佐用町障害福祉のしおり

2024/9 改訂



【お問い合わせ】佐用町役場健康福祉課  
〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611-1  
電話：0790-82-0661  
FAX：0790-82-0144

## 1. 各種障害者手帳について

### ◇身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のあるかたは、医師の診断によって身体障害者手帳が交付されます。視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能、免疫機能、肝臓機能の障害で、国の基準に該当する方に交付されます。また、障害の程度によって1級から6級までの等級があるほか、移動の困難さに応じて1種と2種が定められています。

次の場合は手続きが必要ですので、役場健康福祉課または各支所・出張所にお越しください。

- ①住所、氏名等を変更したとき
- ②手帳を紛失、または破損したとき
- ③障害の程度が変わったとき
- ④更新の時期（手帳に記載有）がきたとき（手帳を更新しない場合も手続きが必要）

### ◇療育手帳

役場で申請した後、兵庫県知的障害者更生相談所（18歳未満の児童は姫路こども家庭センター）で知的障害があると判定されたかたに交付されます。障害の程度によって等級がA・B1・B2と定められています。

次の場合は手続きが必要ですので、役場健康福祉課または各支所・出張所にお越しください。

- ①本人、または保護者が住所、氏名等を変更したとき

- ②手帳を紛失、または破損したとき
- ③障害の程度が変わったとき
- ④更新の時期（手帳に記載有）がきたとき（手帳を更新しない場合も手続きが必要）

#### ◇精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やうつ病、依存症、認知症など精神に一定程度の障害のある方に交付されるものです。障害の程度に応じて1級から3級までの等級があり、有効期限は各等級とも2年です。

障害の認定は、基本的に医師の診断書によります。ただし、精神の障害を理由に障害年金を受給されている場合は、年金情報を照会することにより障害認定が可能です。その場合、手帳の等級は障害年金の等級と同じになります。

次の場合は手続きが必要ですので役場健康福祉課または各支所・出張所にお越しください。

- ①住所、氏名等を変更したとき
- ②手帳を紛失、または破損したとき
- ③障害の程度が変わったとき
- ④更新の時期（手帳に記載有）がきたとき（手帳を更新しない場合も手続きが必要）

## 2. 割引・減免・助成

### ①障害者手帳を提示することで使えるサービス

#### ◇旅客・航空運賃

- ①鉄道運賃割引…JR等の運賃が、身体障害者手帳及び療育手帳保持者とその介護者につき5割の割引となります。

#### ◇第1種障害者が介護者とともに乗車する場合

対象乗車券…普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・普通急行券

#### ◇第1種・第2種障害者が単独で乗る場合（片道の営業キロが100km超）

対象乗車券…普通乗車券

#### ◇12歳未満の障害者が介護者とともに乗車する場合

対象乗車券…定期乗車券（小児定期乗車券を除く）

※購入の際は、自動販売機で乗車券を買う前に乗車券の発売窓口で身体障害者手帳・療育手帳を提示してください。

- ②智頭急行回数乗車券割引…障害者手帳保持者は普通回数乗車券及び特殊回数乗車券を購入時に5割の割引となります。智頭急行 上郡駅・大原駅・智頭駅、JR佐用駅の窓口で障害者手帳を提示してください。

※第1種の障害者手帳保持者が介護者とともに旅行する場合、本人・介護者ともに割引を受けた回数乗車券が利用できます。

- ③ バス運賃…兵庫県内の民間・公営バスで、5割のバス運賃割引が受けられます（町が実施する市町村運営有償運送事業は除く）。割引には身体障害者手帳・療育手帳の提示が必要です。介護者が割引を受けられるのは、1種身体障害者手帳・療育手帳に「バス介護付」と押印があること（身体障害者と共に乗車し手帳を乗務員へ提示のこと）が条件となっています。いずれも券販売窓口でお問合せください。
- ④ 航空旅客運賃割引…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を保持する12歳以上の方、ならびにその介護者（1名まで）が、日本航空・全日本空輸などの定期航空路線の国内線区間を利用したとき、普通大人運賃が割引となります。詳しくは航空券販売窓口へお問い合わせください。
- ⑤ 公共施設等の利用料割引…施設の利用料や入場料の割引が受けられる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。  
例：佐用町民プール 大人500円のところ障害者250円など

## ②申請や書類の提出が必要なサービス

### ◇有料道路通行料割引

役場健康福祉課または各支所・出張所で手続きを行うことにより、有料道路の通行料が半額になります。

- (i) 2種の身体障害者手帳をお持ちの場合  
→障害者自らが運転する場合に半額になります。
- (ii) 1種の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの場合  
→本人または介護者が運転する場合に半額になります。

#### 申請の際の必要書類

- ・障害者手帳
- ・自動車検査証（ETCカードを利用する場合。）
- ・本人の運転免許証 { (i) のみ }
- ・ETCカード { ETCカードを使用する場合・本人名義のもの }
- ・車載器番号のわかるもの { ETCカードを使用する場合 }

割引登録内容に変更があった場合や、更新の時期がきた場合は手続きが必要ですので、役場健康福祉課または各支所・出張所にお越しください。

有効期限は、新規申請または変更の場合は2回目の誕生日まで、更新の場合は3回目の誕生日までとなります。

## ◇テレビ受信料

役場健康福祉課または各支所・出張所で手続きを行うことにより、NHK放送受信料の減免を受けることができます。手続きに必要なものは手帳と印鑑です。申請書に所定事項を記入し町長の証明を行った後、日本放送協会へ送付すると後日「免除受理通知書」が送られます。

◎全額免除———障害者手帳（身体・知的・精神）を所持している人が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合。

◎半額免除———視覚障害、聴覚障害の身体障害者手帳または重度の障害者手帳を保持するかたが世帯主であり受信契約者である場合。

## ◇自動車税等

障害者手帳を保持する方に関する自動車について、自動車税、軽自動車税、自動車取得税等が減免となる制度です。

対象となるのは、もっぱら障害者の移動手段として継続的に使用される次に掲げる自動車が対象です。

- 1 障害者またはその親族で生計を一にする方が取得又は所有する自動車
- 2 障害者のみの世帯の方が取得又は所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

また、減免できる自動車は障害者1人に対して1台で、障害の種類や程度、自動車の所有者・運転者が本人か家族かにより減免の内容がかわります。

手続きは、軽自動車の場合は役場税務課です。普通自動車の手続きは県税事務所です。必要書類はそれぞれの窓口にお問い合わせください。

軽自動車…役場税務課 電話 82-0662 Fax 82-0146

普通自動車…龍野県税事務所 電話 (0791) 63-5130

（たつの市龍野町富永宇田井屋畠 1311-3）

## ◇外出支援

①タクシー運賃助成…町内に住所を有する方で、以下の条件にあてはまる場合に利用できます。

(i) 65歳以上で交通にお困りの方

(ii) 介護認定を受けている方

(iii) 身体障害者手帳（1種もしくは1～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

該当の方は、役場健康福祉課または各支所・出張所にて助成券をお買い求めいただくと、タクシー利用の際、運賃に応じて割引を受けることができます。助成券は1冊12枚つづり1000円で、年間で5冊まで購入できます。（1度に買えるのは2冊までです。）

②さよさよサービス…町内に住所を有する方で、交通にお困りの方が利用できます。

利用券は社会福祉協議会本所・各センターまたは役場健康福祉課・各支所・出張所で販売しており、価格は通常1冊10枚つづりで4,000円ですが、タクシー運賃助成

を利用できる(i)～(iii)の方、または中学・高校生の方は3,000円で購入できます（小学生は1,500円、小学生未満は無料です）。運行曜日は、月・水・金曜日が佐用地区と上月の一部地域、火・木・土曜日が南光・三日月地区と上月の一部地域です。それぞれ利用の際は事前に電話予約が必要です。詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。

社会福祉協議会 電話 78-1212

#### ◇福祉医療

兵庫県には重度障害者のための医療費助成として「重度心身障害者医療制度」と「高齢重度心身障害者医療制度」があり、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1級（ただし本来疾病には使えません）の方が対象となります。この制度では、病院や薬局で支払う医療費（保険適用分）が軽減されます。

障害者本人および扶養義務者等の所得制限がありますので、詳しくは役場住民課へお問い合わせください。

#### ◇税の控除（所得税・住民税・相続税・贈与税）

本人が障害者の場合、また障害者の方を扶養している場合に、税の控除を受けられることがあります、等級によって控除の額が違いますので、詳しくは税務署又は役場税務課へお問い合わせください。

税務課 電話 82-0662 Fax 82-0146

相生税務署 電話 0791-23-0231（代表）

#### ◇在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業

肢体不自由1級かつ知的障害の程度が重度と判定された方の訪問看護療養費の一部を助成します。詳しくは役場健康福祉課へお問い合わせください。（平成28年度から）

#### ◇携帯電話料金の割引

障害者手帳をお持ちの方に対して携帯電話の使用料等が割引される場合があります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

#### ◇ふれあい案内（無料番号案内）

電話帳の利用が困難な視覚障害や上肢障害、知的・精神障害のある方を対象に、番号案内料が無料となります。事前に登録が必要です。詳しくは下記連絡先にお電話ください。

フリーダイヤル 0120-104174 （受付：月～金 午前9時～午後5時）

#### ◇マル優（非課税貯蓄）

障害者等の貯蓄の利子等については次の非課税制度があります。

- (1) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）
- (2) 少額公債の利子の非課税制度（障害者等の特別マル優）

これらの制度を利用するためには、(1)については「非課税貯蓄申告書」(2)については「特別非課税貯蓄申告書」を金融機関や販売機関を経由して税務署長に提出しなければなりません。なお、この申告書を提出する際には、年金証書や障害者手帳など一定の確認書類を提示する必要があります。詳しくは銀行等取り扱い窓口へお問い合わせください。

#### **◇自動車運転免許取得助成事業**

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方で、自ら自動車を運転し、運転免許取得に要した経費を自らの負担で指定自動車教習所に支払った費用の一部を助成します。(免許取得に直接要した経費の2/3以内とし100,000円を限度額とします)。詳しくは役場健康福祉課へお問い合わせください。

#### **◇自動車改造助成事業**

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方で、就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の走向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要のある方に改造に要する費用の一部を助成します(自動車改造に直接要した改造費で100,000円を限度額とします)。改造前に役場健康福祉課へお問い合わせください。

#### **◇通園助成**

在宅で生活し、片道2km以上離れた特定の施設に通われている方に、通園費の一部を助成する制度です。対象となる施設は、[生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援AまたはB型・児童発達支援・放課後等デイサービス]のうちいずれかのサービスを提供している施設、または地域活動支援センターです。

助成は往復運賃の半額、自家用車の場合は通園距離によります。詳しくは役場健康福祉課へお問い合わせください。

#### **◇通院等助成金**

精神障害者保健福祉手帳1,2級、18歳未満の療育手帳A判定、18歳未満の身体障害者手帳の1,2級、人工透析者又は難病の患者に対する医療等に関する法律若しくは児童福祉法に規定する医療受給者証をお持ちの方を対象に、障害に基づく症状を軽減または除去するための通院にかかる交通費の一部を助成する制度です。

助成は往復の運賃の半額で、町内の医療機関は対象になりません。申請には通院しているという医師の証明書(役場健康福祉課及び各支所・出張所にあります)が必要です。詳しくは役場健康福祉課へお問い合わせください。

#### **◇特定疾患医療附帯療養交通費支給制度**

特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証、または特定疾病医療受給者証の交付を受けている町内在宅の方を対象に、受給者証に記載がある疾病的治療を目的とした町外医療機関への通院交通費の一部を助成します。詳しくは役場健康福祉課へお問い合わせください。

### 3. 自立支援医療

#### ◇更生医療

身体障害者手帳をお持ちの方（18歳以上）が対象です。日常生活により適合するために、手術などによって身体の機能障害を軽減または改善するための治療費の自己負担を助成します。指定の医師の診断書により、治療が必要と認められたときに受けることができます。ただし、指定の医療機関での治療に限ります。この制度を受けられる場合は、事前に申請が必要ですので、まずは役場健康福祉課にお問い合わせください。

##### 〔適用障害の例〕

視覚、聴覚、肢体、音声、そしゃく、心臓、じん臓、小腸、免疫障害など

#### ◇育成医療

身体障害者手帳をお持ちの方（18歳未満）、または今後障害が残ると認められる児童が対象です。（更生医療との違いは、手帳を持っていなくても、今後障害が残ると認められる方も対象となる点です。）

#### ◇精神通院

精神の通院治療に要する費用の一部を助成する制度です。指定の医師の診断書により、治療が必要と認められたときに受けることができます。ただし、指定の医療機関での治療に限ります。また、1年に1度更新の手続きが必要で、そのうち2年に1度は医師の診断書が必要となります。

### 4. 補装具・日常生活用具給付

この制度を受けるには、事前に申請が必要ですので、購入前にまずは役場健康福祉課にお越しください。

#### ◇補装具

身体障害者が日常生活や仕事を行う上で、必要と認められるかたを対象に、身体の障害を補うための補装具の交付や修理・借受（レンタル）を行っています。

利用の際は、事前に申請が必要ですので、まずは役場健康福祉課にお越しください。  
補装具には次のものがあります。

補装具	対象者
-----	-----

義肢	四肢の一部を欠損している場合に装用する人工的な手足	上肢・下肢機能障害、難病等で四肢の一部を切断・欠損しているかた
装具	麻痺による機能低下の代償、変形に対する矯正など	上肢・下肢・体幹機能障害で変形拘縮等があるかた、難病等で装具が必要なかた
車椅子	普通型、リクライニング式、ティルト式など14種類	下肢・体幹・平衡・心臓・呼吸器機能障害により歩行不能や著しい制限を受けるかた、難病等で必要なかた
電動車椅子	車椅子と同様の構造で、モーターにより車輪を駆動させる	歩行不能や著しい制限を受け、上肢機能障害により車椅子が自走できないかた、難病等で必要なかた
座位保持装置	座位姿勢を保持するもの	体幹及び四肢の機能障害、難病等で自力での座位又は長時間の座位が困難なかた
重度障害者用意思伝達装置	手の指先、足、目のまばたきなどでスイッチを動かして意思を音声にして伝える装置	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者、難病等で意思の伝達が困難なかた
補聴器	小さな音を大きく増幅して聞かせる携帯型の器具	聴覚障害又は難病等によって会話や音の聴取が困難なかた
歩行器	歩行を補助する器具	杖などでは歩行能力の改善が見込めないが、歩行器の支持により自立移動が可能なかた
義眼	失った眼球の代用品となる人工の眼球（普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼）	無眼球や眼球萎縮などで、義眼の装着により容姿の改善が図れるかた
眼鏡	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡	視力の低下、視野狭窄があり、眼鏡の装着により日常生活が改善されるかた
つえ	歩行補助つえ（ロフストランドクラッチ、松葉づえ、カナディアンクラッチ、多点杖、プラットホーム杖）	歩行障害があり杖を使うことにより歩行能力の改善が見込まれるかた
	盲人安全つえ	視覚障害のあるかた

## ◇日常生活用具

障害のある方が日常生活をより快適に送れるように、さまざまな日常生活用具の給付や貸与、住宅の改修などを行います。

年齢・手帳の障害内容によって受けられる種目が異なります。この制度を受けられる場合は、事前に申請が必要ですので、まずは役場健康福祉課にお問い合わせください。

用 具 等	対 象 者
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病等で寝たきり状態のかた
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級の障害者、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児、重度の知的障害者・児又は難病等で寝たきりの状態のかた（原則 3 歳以上）
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する又は難病等により自力で排尿できないかた（原則学齢児以上）
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、入浴に家族等の介助を要するかた
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、下着交換等に家族等の介助を要する又は難病等で寝たきり状態のかた（原則学齢児以上）
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病等で下肢又は体幹機能に障害があるかた（原則 3 歳以上）
訓練いす	児童のみ。下肢又は体幹機能障害 2 級以上のかた（原則 3 歳以上）
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるかた（原則学齢児以上）
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害又は難病等で、入浴に介助を必要とするかた（原則 3 歳以上）
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病患者等で常時介助を要するかた（原則学齢児以上）
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者で、起立歩行時に頻繁に転倒するかた。重度知的障害者・児で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するかた
歩行補助つえ（1 本つえ）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者で歩行障害があり、支持が必要なかた
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とするかた（原則 3 歳以上）
特殊便器	上肢障害 2 級以上、重度の知的障害で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難（原則学齢児以上）又は難病等で上肢機能障害のかた

火災警報器	身体障害 2 級以上、療育手帳 A 判定のかた（火災発生の感知・非難が著しく困難なかたのみの世帯）
自動消火器	身体障害 2 級以上、療育手帳 A 判定のかた、難病患者等のかた（火災発生の感知・非難が著しく困難なかたのみの世帯）
電磁調理器	視覚障害 2 級以上のかた、療育手帳 A 判定で 18 歳以上のかた（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害 2 級以上のかた（原則学齢児以上）
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級のかた
透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うかた（原則 3 歳以上）
ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上又は難病患者等で呼吸機能に障害のあるかた（原則学齢児以上）
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は難病患者等で呼吸機能に障害のあるかた（原則学齢児以上）
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うかた
盲目用体温計	視覚障害 2 級以上の世帯
盲目用体重計	視覚障害 2 級以上の世帯
動脈血中酸素飽和度 測定器	難病で人工呼吸器の装着が必要なかた
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由で発声・発語に著しい障害のあるかた
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害 2 級以上で、周辺機器を使用しなければ、パソコンの操作が困難であると認められるかた（原則学齢児以上）
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）のかた
点字器	視覚障害で視力の低下、視野狭窄があるかた
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上のかた（原則学齢児以上）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上のかた（原則学齢児以上）
視覚障害者用活字文 書読上げ装置	視覚障害 2 級以上のかた（原則学齢児以上）
視覚障害者用拡大読 書器	視覚障害者・児で、本装置により文字等を読むことが可能になるかた（原則学齢児以上）
盲目用時計	視覚障害 2 級以上
聴覚障害者用通信装 置（FAX など）	聴覚障害者・児、または発声・発語に著しい障害のあるかたで、緊急連絡等の手段として必要と認められるかた

聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴンなど）	聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるかた
人工咽頭	音声・言語障害者で、無咽頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なかた
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるかた
ファックス（貸与）	聴覚・音声機能・言語機能障害2級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があるとみとめられるかた
視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）	視覚障害者・児（原則学齢児以上）
ストマ用装具（消化器系）	直腸機能障害により、人工肛門のストマを造設したかた
ストマ用装具（尿路系）	膀胱機能障害により、尿路変更のストマを造設したかた
紙おむつ	脳原性の運動機能障害と知的障害があるために排尿・排便の意思表示が困難であるかた
収尿器	膀胱機能障害者で、排尿のコントロールが困難なかた、尿路変更のストマを増設したかた
住宅改修	下肢・体幹機能障害又は脳原性の運動機能（移動機能）障害で3級以上または難病患者で下肢又は体幹機能に障害があるかた

※負担上限月額（補装具・日常生活用具給付を受ける場合、費用の1割は自己負担です。）

1ヶ月間に給付を受けた量にかかわらず負担上限月額を超える負担は生じません。

生活保護または住民税非課税の方・・・負担上限月額は 0 円

住民税課税世帯に属する方 ・・・ 負担上限月額は 37,200 円

## 5.障害福祉サービス

障害のある方が、できるだけ自立した生活が送れるように支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくための障害福祉サービスです。

サービスを受けるためには、役場健康福祉課で申請を行う必要があります。

利用できるサービスは、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。その中でも家庭などで利用できる訪問系サービス、入所施設などで昼間に利用できる日中活動系サービス、施設入所して利用できる居住系サービスなどがあり、障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度です。

### ◇介護給付

#### ・ 居宅介護（ホームヘルプサービス）

→居宅で様々な援助が受けられるサービスです。入浴や排せつ、食事などの介護、また掃除・洗濯等の家事などに加え、生活に関する相談や助言等を行うサービスです。

#### ・ 重度訪問介護

→重度の障害があり常に介護が必要な方に対し、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

#### ・ 同行援護

→視覚障害によって移動が困難な方に対し、外出時に同行して、移動の援護などを行うサービスです。

#### ・ 短期入所（ショートステイ）

→介護者が病気などの理由で介護ができなくなり、施設への入所が必要な場合に受けられるサービスです。短期間の入所、それに伴う食事や入浴の支援が受けられます。

#### ・ 行動援護

→行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方に対し、行動及び外出時の介護や援助を行うサービスです。

#### ・ 療養介護

→病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援などを行うサービスです。

- ・生活介護

→障害者支援施設等を利用している方で介護・援助等が必要な場合に、主に昼の間施設において介護・援助等が受けられるサービスです。

- ・重度障害者等包括支援

→常時介護が必要で、意思疎通に著しい支障がある方のうち、知的・精神障害により行動に著しい困難のある方、または四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方が利用できます。様々なサービスを包括的に提供します。

- ・施設入所支援

→施設入所の方に対し、主に夜間に介護や援助を提供するサービスです。

## ◇訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

→障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通い、自立した生活のための助言や支援を行うサービスです。身体に障害のある方や難病患者の方は、リハビリ等の訓練や支援（機能訓練）、知的・精神に障害のある方は、入浴・排せつ・食事などの訓練や支援（生活訓練）を行います。

- ・宿泊型自立訓練

→知的・精神に障害のある方が、居室などの設備を利用して家事等の日常生活に必要な能力を向上させるための訓練や支援等を行うサービスです。

- ・自立生活援助

→グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害のある方に対し、助言や相談など自立した日常生活の実現に必要な支援を行うサービスです。

- ・就労移行支援

→就労を希望する65歳未満の方で、通常の企業等への就労を目指すサービスです。生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や支援を行います。

- ・就労継続支援 A型

→通常の企業等への就労は困難ですが、雇用契約に基づいて継続的に就労することが可能な方（65歳未満）が対象です。雇用契約の締結を行い、生産活動などの機会を提供して、就労に必要な能力を向上させるための訓練や支援等を行います。

- ・就労継続支援 B型

→通常の企業等への就労が困難で、年齢や体力その他の理由のため雇用契約に基づく就労が困難な方が対象です。生産活動などの機会を提供して、就労に必要な能力を向上・維持させるための訓練や支援等を行います。

・就労定着支援

→就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、職場に定着して就労が続くよう、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等と連絡調整を行い必要な支援を行います。

・共同生活援助（グループホーム）

→少人数で共同生活を営む住居で、主に夜間において入浴や排せつ、食事などの日常生活に必要な援助を行うサービスです。

※負担上限月額（障害福祉サービスを利用した場合、費用の1割は自己負担です。）

1ヶ月間に利用したサービス量にかかわらず、負担上限月額を超える負担は生じません。

○生活保護または住民税非課税の方・・・負担上限月額は 0 円

○住民税課税世帯に属する方で、居宅で生活又は20歳未満の施設入所者で、市町民税所得割額が16万円（障害児・20未満の入所者は28万円）未満の方のうち

居宅で生活する障害児・・・負担上限額は4,600円

居宅で生活する障害者及び20歳未満の入所者・・・負担上限額は9,300円

○上記以外の方・・・負担上限月額は37,200円

## 6.児童通所支援

### ◇児童発達支援

療育の必要性が認められる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行います（治療については、肢体不自由があり、療育の必要性が認められる児童。）。

### ◇放課後等デイサービス

授業終了後または休業日に支援が必要と認められた児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、生活能力向上のための訓練や支援を行います。

### ◇保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、小学校など、児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

**※負担上限月額**（障害児通所支援を利用した場合、費用の1割は自己負担です。）

1ヶ月間に利用したサービス量にかかわらず、負担上限月額を超える負担は生じません。

○生活保護または住民税非課税の方・・・負担上限月額は 0 円

○住民税課税世帯に属する方で、居宅で生活する障害児

世帯の市町村民税所得割額が 28 万円未満の方・・・負担上限額は 4,600 円

○上記以外の方・・・負担上限月額は 37,200 円

## 7. 相談支援

### ◇地域移行支援

施設や精神科病院に入所・通院している方などが、地域で生活できるように支援を行うサービスです。

### ◇地域定着支援

居宅でひとり暮らしの方など緊急時の支援が望めない方に対し、常時連絡体制をとり、障害に起因した緊急事態の際に相談や支援を行うサービスです。

### ◇計画相談支援

障害福祉サービスを利用しようとする場合に、利用すべき障害福祉サービスの種類および量に関する相談・助言を行い、利用する事業所と連絡調整等の便宜を図ります。

### ◇障害児相談支援

障害のある児童が児童通所支援等を利用しようとする場合に、種類と量に関する相談を行い、一定期間ごとのモニタリング等を行います。

## **8. 地域生活支援事業**

### **◇コミュニケーション**

聴覚・言語障害・音声機能・視覚等の障害により、意思疎通に支障がある障害者等について、円滑なコミュニケーションが図れるよう、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。おおむね1週間前までに健康福祉課へ申出てください。

### **◇移動支援**

障害者等が円滑に外出することができるよう、屋外での移動が困難な障害者等について、移動のための支援を行います。

支援の範囲は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をするときにおける移動介護（原則として1日の範囲内で用務を終えるものにかぎる。）とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外となります。

### **◇更生訓練**

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

### **◇地域活動支援センター**

障害者等が通所して、創作的活動や生産活動を行える活動拠点を提供し、地域との交流などを図ります。

### **◇日中一時支援**

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

### **◇訪問入浴サービス**

身体障害者の生活を支援するため訪問により居宅において入浴サービスを提供し、重度の身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り福祉の増進を図ります。

## 9. 手当・年金

### ◇障害児福祉手当

在宅で20歳未満の重度の心身障害者で、政令で定める障害が2つ以上重なっているなど、日常生活で常に介護が必要なかたに、障害児福祉手当が支給されます。手続きは役場健康福祉課で行い、障害の認定は医師の診断書で行います。

ただし、福祉施設に入所しているかたは、この手当の対象になりません。（本人または扶養義務者の所得によって制限があります。）

支給月は5・8・11・2月で、毎年8月に所得状況届を提出する必要があります。

### ◇特別障害者手当

在宅で20歳以上の著しく重度の心身障害者で、日常生活で常に特別の介護が必要なかたに、特別障害者手当が支給されます。手続きは役場健康福祉課で行い、障害の認定は医師の診断書で行います。

ただし、福祉施設に入所、または3か月を超えて病院などに入院しているかたは、この手当の対象なりません。（本人または扶養義務者の所得によって制限があります。）

支給月は5・8・11・2月で、毎年8月に所得状況届を提出する必要があります。

### ◇重度心身障害者（児）介護手当

65歳未満の身体障害者手帳1・2級所持者や重度の知的障害者で、6か月以上寝たきり等で常時介護が必要な重度心身障害者（児）の介護者に手当を支給します。（本人または扶養義務者の所得によって制限があります。）手続きは役場健康福祉課で行います。

支給月は5・8・11・2月で、毎年更新が必要です。

### ◇心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の保護者が加入でき、加入者が死亡または重度障害と認められる場合に、残された障害者に終身の年金を支給する制度です。加入できる方は以下の条件を満たす方です。手続きは役場健康福祉課で行います。

#### 〔加入資格〕

- ①知的障害者の保護者の方
- ②身体障害者手帳1～3級所持者の保護者の方
- ③精神または身体に永続的な障害のあるかたで、①②と同程度の障害と認められる者の保護者の方

また、掛け金に対する助成制度があり、町県民税非課税の世帯は全額助成、課税の世帯は半額が助成されます。

年1回現況届の提出が必要です。

### ◇障害者年金

障害基礎年金は、国民年金、厚生年金等に加入中に初診日のある病気、けがで障害者になった時や20歳未満の初診または60歳以上65歳未満で国内在住中に初診がある病気、けがで障害者になったとき支給されます。ただし、初診日から1年6か月を経過した日（障害認定日）の障害の程度が、国民年金施行令の定める1級、2級（基礎年金は1級・2級のみで、3級は障害厚生年金・障害共済年金にかぎる）に該当すること、初診日の属する前々月までに加入期間がある場合は、その期間にうち保険料納付期間と免除期間を合算した期間が2／3以上あることが条件です。詳しくは、役場住民課へお問合せください。

### ◇特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象に「特別障害給付金」が給付されます。詳しくは、役場住民課へお問合せください。

対象となるかた

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1、2級相当の障害のあるかた

### ◇特別児童扶養手当

身体や精神に障害のある児童を、家庭で監護している親、または親に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。ただし、児童が海外に住んでいる場合や障害を理由とする年金を受けることができる場合は支給されません。また、所得制限があるため、所得が超えた年度に関しては支給されません。

手続きは役場健康福祉課で行い、障害の認定は医師の診断書で行います。（児童の障害の程度によっては、診断書のかわりに障害者手帳の写しで可能な場合もあります。）

手当は4・8・11月にそれぞれ4ヶ月分がまとめて支給されます。

手当の受給にあたり、毎年所得の要件を満たしているか確認するため、所得状況届の提出が必要です。また、児童の障害の程度が要件を満たしているかを確認するため、定期的に診断書の提出も必要です。詳しくは役場健康福祉課へお問い合わせください。

## 10. 障害に関する相談

### ◇相談支援事業所

障害のある人が、障害福祉サービスなどを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談事業」を相談支援事業所「すまいる」（いちょう園内）に委託しています。相談は無料でプライバシーは守られますので、電話、F a x、メールなどでお気軽にご相談ください。

障害者相談支援事業所「すまいる」

相談受付：月～金（午前9時～午後4時）祝日は除く

〒679-5301 佐用町佐用1506 いちょう園内

T E L : 82-3005 F A X : 82-2877

メール : smile-soudan@ichiouen.or.jp

### ◇障害者相談員

障害者やその家族などが身近な地域の相談員となり、関係機関と連絡をとりながら、様々な相談に応じ、助言や指導を行います。

#### 【身体障害者相談員】

西坂 越次 加藤 政男 高見 一文

中井 幹夫 岡本 和子 牧 輝幸

#### 【知的障害者相談員】

岡本 平 山田 麻子 長峰 一子 高松 静子

#### 【精神障害者相談員】

花尾 より子 森下 守 内海 理恵 山本 克博 内山 導男

中野 裕美

### ◇こころの健康や精神障害について

奇数月に専門医によるこころのケア相談を行います。詳しい日時は広報、町防災無線でお知らせしています。

### ◇療育相談

児童発達支援センターたんぽぽにおいて療育相談を実施しています。希望される方は事前に健康福祉課で申し込みが必要です。

### ◇障害全般に関する相談

#### 役場健康福祉課

・健康福祉課障害福祉係 電話 82-0661

・子育て支援センター 電話 82-0341

#### 龍野健康福祉事務所

・生活福祉課（身体・知的）電話 0791-63-5676

・地域保健課（精神） 電話 0791-63-5141

#### ◇こころの電話相談

・兵庫県いのちと心のサポートダイヤル

（月～金 18：00～翌 8：30、土日祝 24 時間）

短縮ダイヤル #7500

携帯、IP 電話等 078-382-3566

・はりまいのちの電話

（毎日 10：00～翌 1：00）

079-222-4343

#### ◇よりそいホットライン

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。

音声ガイダンスの案内に従って相談したいことを選んでください。電話相談の専門員が 24 時間通話料無料でお受けします。

フリーダイヤル 0120-279-338

#### ◇障害者のための弁護士・福祉専門職無料法律相談

差別や虐待、悪徳商法、財産管理など、法律にかかわる問題について困っていることに弁護士と社会福祉士、精神保健福祉士などが三者同時通話システムを使って無料で対応します。

開設日時 毎週火・木曜日 13：00～16：00

電話 078-362-0074 Fax 078-362-0084

#### ◇障害者差別解消相談センター

障害のある人やそのご家族、支援者などからの障害者差別について、相談対応業務の経験が豊富な相談員（社会福祉士、精神保健福祉士など）が、相談を受け付けます。

開設日時 平日 10：00～16：00

電話 078-362-3356 Fax 078-362-3911

Mail [counseling@pref.hyogo.lg.jp](mailto:counseling@pref.hyogo.lg.jp)

## 11. その他

### ◇不在者投票

投票所での投票が困難な場合は、郵便による不在者投票ができます。事前に申し込みが必要ですので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

対象となるかた…両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級のかた。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級のかた。免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級のかた。

### ◇ゆずりあい駐車場制度

申請されると、障害のある方などのための駐車場スペースを適正にご利用いただくための「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付します。利用証を車外から見える場所に置いておけば、対象の駐車場にとめることができます。対象は障害者、難病患者、高齢者、妊産婦などで、等級等に制限があります。申請窓口は役場健康福祉課または各支所・出張所です。

### ◇駐車禁止除外指定車標章

身体障害者手帳の保持者、または身体障害者を介護する方が使用する自動車を対象に、駐車禁止除外指定車標章を受けることができます。これは、駐車禁止区域となっている場所でも駐車可能となる標章です。なお、交付対象者は障害区分・等級によって可否が決まります。関係書類等は佐用警察センターにありますので、詳しくは佐用警察センターへお尋ねください。

### ◇ヘルプマーク

内部障害者や難病患者の方など、配慮が必要なことが外見からはわかりにくい人が外出する際に身につけることで、周囲の人びとが配慮を示しやすくなるなど、みんなに優しい環境づくりを進めていこうというものです。ヘルプマークは東京都をはじめ、全国で利用されています。

### ◇青い鳥郵便はがき

重度身体障害者及び重度知的障害者で、受付期間内（毎年4月1日～6月1日）に希望されたかたに、「青い鳥郵便はがき」が無償で配付されます。お近くの郵便局にお問い合わせください。

## ◇障害者社会学級

視覚と聴覚に障害を持つ方を対象に、講座や体験教室などを開催しています。当事者同士の交流や文化活動を通じて障害者の社会参加を推進しています。参加を希望される方は役場生涯学習課にお問い合わせください。

- ・ 青い鳥学級…視覚障害者を対象に、折り紙教室、朗読ボランティアとの交流会など
  - ・ くすの木学級…聴覚障害者を対象に、健康体操、フラワーアレンジメントなど
- 問い合わせ先　電話 82-3336　Fax 82-0313

## ◇福祉用具展示ホール

県立西播磨総合リハビリテーションセンター研修交流センターにおいて、福祉用具展示ホール「コム・プラザ」を開設。「見て、触れて、試して」をキーワードに、700点の福祉用具が常時展示されています。購入やレンタルの参考にしてください。

問い合わせ先

電話 0791-58-1050　Fax 0791-58-1095

## ◇ふれあいスポーツ交流館

県立西播磨総合リハビリテーションセンターふれあいスポーツ交流館は、障害者等の競技スポーツ及びスポーツを通じたリハビリテーションの拠点施設として障害者スポーツの普及・振興を図ります。

障害者スポーツ大会の開催、スポーツを通じた地域住民・児童生徒等との交流、スポーツ教室、予防的リハビリテーションの普及、障害者スポーツの指導者等の養成を行っています。

問い合わせ先

ふれあいスポーツ交流館　(たつの市新宮町光都1丁目7番1号)

電話 0791-58-1313　Fax 0791-58-1323

## ◇N T T ファックス104

N T T では耳や言葉の不自由なたからの電話番号のお問い合わせをファックスで受け付けます。

- 利用方法  
お客様のお名前、ファックス番号とお問い合わせ先の住所、お名前、業種等を記入して、フリーダイヤルまでファックスを送信してください。折り返し、ファックスで電話番号が案内されます。
- お申し込み先  
受付ファックス番号：フリーダイヤル 0120-000104 (受付時間：24 時間・年中無休)
- ご利用料金は 104 番の番号案内料と同様です。

問い合わせ先　電話 0120-104140

## ◇防災行政無線文字表示機設置

聴覚の障害で1級～3級の手帳をお持ちの方は、文字で放送内容を確認できる「文字

表示機」を接続することができます。希望される方は役場情報政策課広報室又は各支所・出張所で手続きを行ってください。

問い合わせ先 電話 82-0690 Fax 82-0131

#### ◇聴覚障害者向け災害等緊急時の情報提供

緊急時の情報提供として、「さようチャンネル」による文字放送、「町公式ホームページ」による情報公開、「さよう安全安心ネット」によるメール配信のほか、聴覚障害者で身体障害者手帳1～3級をお持ちの方を対象にファックス配信を行います。希望される方は役場健康福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ先 Fax 82-0144

#### ◇NET119緊急通報システム

聴覚・音声・言語機能等に障がいがあるかたが、スマートフォン等のインターネット環境を利用して、「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができるシステムです。音声によらない通報を簡単な画面操作で行うことができます。

##### 利用方法

事前にスマートフォン等へシステムを導入する必要があります。システムを導入する際は、利用者情報を登録する必要があり、申請書の提出が必要です。希望されるかたは、西はりま消防組合、西はりま消防署管内の各消防署、または健康福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先 西はりま消防組合 電話 0791-76-7300

#### ◇声の広報（デイジー図書）お届け事業

佐用町社会福祉協議会では、目の不自由なかたのために広報を録音して配布しています。配布をご希望のかたは佐用町社会福祉協議会へお問い合わせください。

問い合わせ先 電話 78-1212 Fax 78-1700

#### ◇障害者団体等

町内外には次の障害者団体があります。スポーツや様々な活動を通して会員の親睦を図り、福祉の向上、生活文化の増進、啓蒙活動の推進をしています。障害者や家族の交流や情報交換の場となっています。

##### 【身体障害者福祉協会】

佐用町内の身体障害者手帳をお持ちの方で構成する会です。

スポーツ大会・グラウンドゴルフ大会、奉仕活動、支部単位の行事などを通じて親睦を図っています。年会費は1,000円です。

入会を希望される方は各支部会長又は役場健康福祉課へご連絡ください。

\* \* 支部長連絡先 \* \*

佐用支部：西坂越次（82-2558） 上月支部：中井幹夫（86-0743）

南光支部：岡本和子（78-0666）

三日月支部：牧輝幸（79-2230）

### 【手をつなぐ育成会】

佐用町内の知的障害者（児）の家族、または会の趣旨に賛同される方で構成する会です。研修会、お楽しみ会、学齢期部会の各種イベント、勉強会を開催しています。年会費は3,000円です。

入会を希望される方は各支部会長又は役場健康福祉課へご連絡ください。

\* \* 支部長連絡先 \* \*

佐用支部：木村政照（84-0192）

上月支部：山田麻子（88-0213）

南光支部：井上喜代美（77-0636）

三日月支部：長峰一子（79-2447）

### 【重度障害支援ネットはりま】

重い障害のあるかたの健やかな育ちと豊かな暮らしへの支援体制を構築します。研修会や広報誌発行、情報交換を行い、当事者や家族、医療・福祉などネットワーク広げていきます。

問い合わせ先 重度障害支援ネットはりま事務局（書写病院内）

電話・Fax 079-280-7611

### 【社会福祉法人兵庫県覚障害者福祉協会】

視覚障害者を対象とした講習会・研修会、視覚障害者スポーツの普及と親睦を目的とした活動、県内の市町の広報の点字・テープ版などの作成、点字図書等の貸出し、音声CDの配布、補装具・日常生活用具の紹介、各種相談などの活動をしています。

問い合わせ先 点字図書館 電話 078-221-4400 Fax 078-221-8924

各種相談 電話 078-222-5556 Fax 078-222-5564

### 【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会】

聴覚障害者の相談事業、ろうあ者社会生活教室、字幕入りビデオ貸出し、手話通訳派遣、広報誌発行など聴覚障害者を対象とした事業を行っています。

問い合わせ先 電話 078-371-5613 Fax 078-371-0277

### 【公益社団法人日本オストミー協会】

直腸機能障害やぼうこう機能障害などにより、ストマを増設されたかた（オストメイト）を対象に医療、福祉、装具などの講習会や会員相互の体験交流、会報の発行、相談会を開催しています。

問い合わせ先 兵庫県支部 電話・Fax 078-371-1830

ここに記載した内容以外にも、各種団体等の福祉制度もあります。  
また、各種制度は令和6年9月現在で把握していますので、今後国・県等の制度改正により変更等ありますのでご理解願います。  
詳しいことについては、お気軽にお尋ねください。